

## 工作物設置届出書

令和 年 月 日

第六管区海上保安本部長 殿  
（高松海上保安部長経由）

届出者 住所 香川県高松市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇石油株式会社〇〇製油所  
所長 〇〇 〇〇

次のとおり工作物を設置したいので、海上交通安全法第 41 条の規定に基づき届出致します。

1 種類

公有水面埋立及び護岸設置

2 目的

工場用地を確保するため、公有水面の埋立て及び護岸を設置します。

3 場所又は区域

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの地先海面

詳細は、埋立位置図（図－1）を参照願います。

〇〇町〇〇〇〇から (A) 〇〇度〇〇〇mの点

(B) 〇〇度〇〇〇mの点

上記 (A)、(B) を結んだ線及び陸岸で囲まれた海域

4 工作物の設置期間

自 令和〇年〇月〇日（公有水面埋立免許後）

至 永 年

## 5 工作物

〇〇石油株式会社〇〇製油所構内の第1出荷棧橋下の海域約〇〇〇〇㎡を埋立てし、工場用地を造成します。

埋立地は前面約〇〇m、奥行約〇〇mであり、正方形に近い形となります。

埋立地には廃水処理用滞留池、活性炭廃水処理装置、製品タンク（〇〇〇〇kℓ）  
〇基を設置します。

## 6 危険予防措置

(1) 埋立工事の現場責任者（所属、氏名）

(2) 入荷船及び作業船に対する連絡方法

〇〇建設（埋立施工業者）、船舶代理店、〇〇商店及び〇〇石油（操油課、臨時建設本部石油製品課）は、工事の前日〇〇時より協議し、離着棧方法を決定し、協議結果については、翌日の入港時に船舶代理店から各船長に周知されます。

なお、この打合せ以外においても常時、入荷船、作業船、〇〇石油の3者間において連絡を取り合い事故防止に努めます。

(3) 着棧、離棧方法

入荷船は、埋立工事の施工区域外に着棧することとなりますが、やむを得ず施工区域内へ着棧する場合は、矢板打設船等との保安距離間隔を30メートル以上確保させます。

なお、施工区域内に着棧する場合においても、作業船がいない第1出荷棧橋の両側を使用することとします。

## 7 設置責任者の住所及び氏名

住 所

氏 名

電話番号

## 8 添付書類

- ① 埋立位置図
- ② 工作物平面図
- ③ 工作物正面図
- ④ 工作物横断図
- ⑤ 工作物縦断図
- ⑥ 公有水面埋立免許願書
- ⑦ 埋立土地利用計画図